



平成 30 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社マーベラス
代 表 者 代表取締役会長 中山 晴喜
(コード：7844 東証第一部)
問合せ先 取締役 執行役員 管理統括本部長
加藤 征一郎
電話番号 03-5769-7447 (代)

早期退職優遇制度の実施及び役員報酬等の減額に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、早期退職優遇制度の実施及び、役員報酬等の減額について、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 早期退職優遇制度の実施について

1. 早期退職優遇制度を実施する理由

当社のオンライン事業におきまして、昨今の業績不振を踏まえ、収益性の改善が急務であるとの認識のもと、事業の集中と選択を推進し、機構改革やタイトル編成方針の見直しと合わせて、人員体制の適正化による事業の合理化を図るため、本制度を実施することといたしました。

2. 早期退職優遇制度の実施概要

(1) 募集人数

40 名程度

(2) 対象者

当社従業員のうち、オンライン事業の業務に従事する者 約 200 名（一部の従業員を除く）

(平成 30 年 6 月 30 日現在 当社従業員数 551 名、連結従業員数 610 名)

(3) 募集期間

平成 30 年 10 月 29 日～11 月 9 日

(4) 退職日

平成 30 年 12 月 31 日（原則）

(5) その他

本制度利用者には特別退職金を支給する。

また、希望者には再就職支援サービスを付与する。

3. 今後の見通し

今回の早期退職優遇制度の実施に伴い発生する特別退職金等の費用につきましては、平成 31 年 3 月期業績において、特別損失として計上する予定です。詳細な金額や、本件が当社の平成 31 年 3 月期業績に与える影響につきましては、応募者数並びに特別退職金が確定次第速やかに開示いたします。

II. 役員報酬等の減額について

1. 役員報酬等の減額を行う理由

オンライン事業における業績の低迷、並びに、それに伴う事業合理化の一環として早期退職優遇制度を実施するに至った事実を真摯に受け止め、この経営責任を明確にするため、常勤取締役とオンライン事業を担当する執行役員について、役員報酬等の減額を実施いたします。

2. 役員報酬等の減額の内容

代表取締役	月額報酬の30%を減額
取締役及び一部の執行役員	月額報酬の最大20%を減額
対象期間	平成30年10月～12月（3ヶ月間）

以 上